

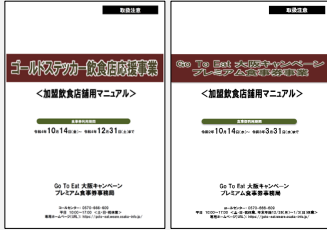
3. 加盟店募集業務

換金キット（兼加盟店スターターキット）

下記ツールをスタートキットとして3回に分けて発送した。

（第1弾）

① 加盟店舗用マニュアル



② 加盟店舗 ステッカー



【ゴールドステッカー-飲食店応援事業 食事券】（大・小各1枚）
 【Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券】（大・小各1枚）

③ 見本券

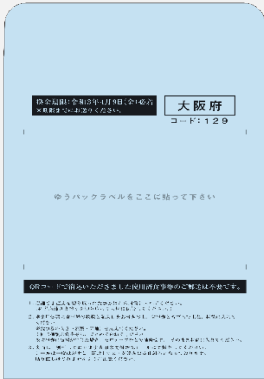
【Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券】

【ゴールドステッカー-飲食店応援事業 食事券】



（第2弾）【換金ツール】

① 専用封筒



② 専用未開封確認シール



③ 換金請求用伝票



④ ゆうパック伝票



（第3弾）【店頭ツール】（農林水産省様より送付）

① コロナ接触確認アプリ 告知シール



② コロナ接触確認アプリ 告知チラシ



③ 外食時の お願いポスター



④ 感染防止対策 チェックリストポスター



3. 加盟店募集業務

食事券取扱注意事項

《店舗用マニュアルより抜粋》

<h4>Go To Eat 大阪</h4> <p>①メイン下記事項に対する違反があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。</p> <p>②有効期間（令和2年10月14日(水)～令和3年3月31日(水)）を過ぎた場合、食事券は利用できません。令和4年4月1日（木）以降は利用できません。</p> <p>③食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none">食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金できません。食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは出せません。その他、食事券の利用対象として適当と認めないもの 例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類 <p>④対象飲食店舗</p> <p>(1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 店内飲食をメインとし、(宅配)デリバリー・専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー） カフェ等他のサービスの提供をする店舗等(※「76 飲食店」に該当せず、対象外) ※金券対応の店舗は現金等での授受が可能な場合に限る。</p> <p>(2) 「76 飲食店」であっても、客への接待・送迎等を伴う飲食店は除外(下記※参照) キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)は対象外 ※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店</p> <p>(3) 本キャンペーンに参加するにあたり、「大阪府が発行する新型コロナウイルス感染防止ステッカー」の掲示、「大阪コロナ追跡システムの登録」が必須となります。</p> <p>⑤登録・承認・取消</p> <p>登録申込のあった事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を経て、加盟店舗として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合は、承認を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合募集要項に違反する行為が認められた場合農林水産省または事務局が承認を取り消すことが適当と判断した場合 <p>⑥本事業の目的に合致しない行為(例)</p> <p>下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none">加盟店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告を行った場合食事券の再販、再流通を行った場合食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合 <p>⑦加盟店舗の責務</p> <ol style="list-style-type: none">取引において食事券の受け取りを拒否しないこと有効期限を過ぎた食事券は受け取らないこと食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは出さないこと不足分は現金等で受け取ること取引により食事券を受け取ったときは、事務局から事前に配布する見本券と利用された食事券に相違ないか確認すること。「券面にCOPYの文字が出現している」、「裏面に通し番号の記載がない」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ通報すること。なお、食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等によるトラブルに対して事務局は責任を負いません。食事券の見本は、レジ担当者をはじめ食事券を取り扱う全ての関係者に周知すること利用客から食事券の半券を誤り切り離した旨の申告を受けた場合は、食事券全体の提示を求め、確認を行った上で食事券を受け取ること(食事券は、半券を取り離すと原則、利用できません)取引により食事券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に店舗印等を押印すること また、店舗印等があるものは、受け取らないこと農林水産省及び事務局が配布するステッカー、ポスター類を店内の分かりやすい場所に掲示すること募集要項及び本マニュアル等に関して、食事券を適正に取り扱うこと他当該事業に係る関係者の事業に協力すること	<p>⑧取引により食事券を受け取ったときは、裏面に店舗印等を押印してください。</p> <p>食事券の再流出を防止するため、既に店舗印等があるものは受け取りを拒否してください。 また、利用済食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店舗控えによる照合が必要となる為、入金確認を完了するまでは大切に保管してください。</p> <p>⑨その他</p> <ol style="list-style-type: none">募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定します。加盟店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)は、「利用可能店舗」一覧として専用ホームページに掲載します。本事業は農林水産省の事業であることから、国の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。食事券利用客への不利益を与える行為や、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は換金の拒否もしくは損害賠償を求めるとさせていただきます。本事業に併せて、大阪府内における消費喚起・飲食産業等の活性化を図るため、大阪観光局が実施する事業のご案内及び情報提供させていただきますので予めご了承ください。本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでご協力いただけますようお願い致します。店舗独自で食事券が使えない商品を決める場合や、1回あたりの食事券利用限度額を決める場合は、必ず予めお客さま(消費者)が認識できるようにしてください。また、他割引企画との併用不可やポイントの加算対象外等を定める場合も同様、必ず予めお客さま(消費者)が認識できるようにしてください(店内、メニュー等)。食事券利用に関するトラブル等については、原則として、本マニュアルをご参考に各店舗にてご対応をお願い致します。※お困りの場合は、Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券コールセンターにご相談ください。 <p>⑩必ずお読みください(再掲)</p> <p>本キャンペーンに参加するにあたり、「大阪府が発行する新型コロナウイルス感染防止ステッカー」の掲示、「大阪コロナ追跡システムの登録」が必須となります。</p> <p>①メイン下記事項に対する違反があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。</p> <p>②有効期間（令和2年10月14日(水)～令和3年3月31日(水)）を過ぎた場合、食事券は利用できません。令和4年4月1日（木）以降は利用できません。</p> <p>③食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none">食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金できません。食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは出せません。その他、食事券の利用対象として適当と認めないもの 例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類 <p>④対象飲食店舗</p> <p>(1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 店内飲食をメインとし、(宅配)デリバリー・専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー） カフェ等他のサービスの提供をする店舗等(※「76 飲食店」に該当せず、対象外) ※金券対応の店舗は現金等での授受が可能な場合に限る。</p> <p>(2) 「76 飲食店」であっても、客への接待・送迎等を伴う飲食店は除外(下記※参照) キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)は対象外 ※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店</p> <p>(3) 本キャンペーンに参加するにあたり、「大阪府が発行する新型コロナウイルス感染防止ステッカー」の掲示、「大阪コロナ追跡システムの登録」が必須となります。</p> <p>⑤登録・承認・取消</p> <p>登録申込のあった事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を経て、加盟店舗として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合は、承認を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合募集要項に違反する行為が認められた場合農林水産省または事務局が承認を取り消すことが適当と判断した場合 <p>⑥本事業の目的に合致しない行為(例)</p> <p>下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none">加盟店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告を行った場合食事券の再販、再流通を行った場合食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合
<h4>ゴールドステッカー</h4> <p>①下記事項に対する違反があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。</p> <p>②有効期間（令和4年12月31日(土)）を過ぎた場合、食事券は利用できません。 ※但し、Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券については、券面記載の有効期限（令和3年3月31日(水)）が過ぎていても本事業利用期間中であれば受け取り可能です。 令和5年1月1日（日）以降は受け取らないで下さい。</p> <p>③食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。</p> <ol style="list-style-type: none">食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金できません。食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは出せません。その他、食事券の利用対象として適当と認めないもの 例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類 <p>④対象飲食店舗</p> <p>(1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 店内飲食をメインとし、(宅配)デリバリー・専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー） カフェ等他のサービスの提供をメインとする店舗等(※「76 飲食店」に該当せず、対象外) ※金券対応の店舗は現金等での授受が可能な場合に限る。</p> <p>(2) 「76 飲食店」であっても、客への接待・送迎等を伴う飲食店は除外(下記※参照) キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)は対象外 ※風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店</p> <p>(3) 本事業に参加するにあたり、「大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカー」の掲示、「大阪コロナ追跡システムの登録」が必須となります。</p> <p>⑤登録・承認・取消</p> <p>登録申込のあった事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を経て、加盟店舗として承認します。承認結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合は、承認を取り消すことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合募集要項に違反する行為が認められた場合農林水産省または事務局が承認を取り消すことが適当と判断した場合 <p>⑥本事業の目的に合致しない行為(例)</p> <p>下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none">加盟店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合食事券の自己取引、架空取引、虚偽報告を行った場合食事券の再販、再流通を行った場合食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合	<p>⑦加盟店舗の責務</p> <ol style="list-style-type: none">取引において食事券の受け取りを拒否しないこと有効期限を過ぎた食事券は受け取らないこと※但し、Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券については、券面記載の有効期限が過ぎていても本事業利用期間中であれば受け取り可能です。食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金しないこと食事券面金額以下の取引の場合であってもお釣りは出さないこと不足分は現金等で受け取ること取引により食事券を受け取ったときは、事務局から事前に配布する見本券と利用された食事券に相違ないか確認すること。「券面にCOPYの文字が出現している」、「裏面に通し番号の記載がない」、「色合いが明らかに違う」等、偽造等された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ通報すること。なお、食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等によるトラブルに対して事務局は責任を負いません。食事券の見本は、レジ担当者をはじめ食事券を取り扱う全ての関係者に周知すること利用者から食事券の半券を誤り切り離した旨の申告を受けた場合は、食事券全体の提示を求め、確認を行った上で食事券を受け取ること(食事券は、半券を取り離すと原則、利用できません)取引により食事券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に店舗印等を押印すること また、既に店舗印等があるものは、受け取らないこと事務局が配布するステッカーを店舗の分かりやすい場所に掲示すること募集要項及び本マニュアル等に関して、食事券を適正に取り扱うこと他当該事業に係る関係者の事業に協力すること <p>⑧取引により食事券を受け取ったときは、裏面に店舗印等を押印してください。</p> <p>食事券の再流出を防止するため、既に店舗印等があるものは受け取りを拒否してください。 また、利用済食事券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、加盟店舗控えによる照合が必要となる為、入金確認を完了するまでは大切に保管してください。</p> <p>⑨その他</p> <ol style="list-style-type: none">募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定します。加盟店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)は、「利用可能店舗」一覧として専用ホームページに掲載します。国の地方自治体の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承ください。食事券利用客への不利益を与える行為や、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は換金の拒否もしくは損害賠償を求めるとさせていただきます。本事業に併せて、大阪府内における消費喚起・飲食産業等の活性化を図るため、大阪観光局が実施する事業のご案内及び情報提供させていただきますので予めご了承ください。本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでご協力いただけますようお願い致します。店舗独自で食事券が使えない商品を決める場合や、1回あたりの食事券利用限度額を決める場合は、必ず予めお客さま(消費者)が認識できるようにしてください。また、他割引企画との併用不可やポイントの加算対象外等を定める場合も同様、必ず予めお客さま(消費者)が認識できるようにしてください(店内、メニュー等)。食事券利用に関するトラブル等については、原則として、本マニュアルをご参考に各店舗にてご対応をお願い致します。※お困りの場合は、Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券コールセンターにご相談ください。 <p>⑩必ずお読みください(再掲)</p> <p>本キャンペーンに参加するにあたり、「大阪府が発行する感染防止認証ゴールドステッカー」の掲示、「大阪コロナ追跡システムの登録」が必須となります。</p>

3. 加盟店募集業務

加盟促進チラシ

加盟店舗募集促進のための配布チラシを作成。行政、商工会議所、外食産業協会、各種関係団体でも配布協力を貰い、多くの飲食店の参画に繋がった。また、ウェブサイトでの登録がメインであったが、ネット環境などの問題がある飲食店に向けては、電話での登録申し込みも行い、多くの飲食店の参画に繋がった。

キャンペーン登録加盟店になって

GoToEat大阪キャンペーン【プレミアム食事券事業】に参加しよう!



GoToEat大阪キャンペーン【プレミアム食事券事業】とは?

感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店で利用が出来るプレミアム食事券発行事業。

消費 **250** 消費 **200** 加盟店募集スタート

2020年9月23日(水)14:00~

一般消費者の方が **10,000円** で **12,500円** 分のプレミアム食事券を購入
加盟店舗で使用することができます。



登録方法

URL goto-eat.weare.osaka-info.jp

より登録を行ってください。尚、加盟店舗への参加には、いくつかの条件がございますので、ウェブサイト内、誓約事項の加盟店舗登録要項を必ずお読みください。



お問い合わせ

Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券コールセンター
平日 10:00~17:00 (土日祝祭日、年末年始 12/28日(祝)~1/3日(日)休)

TEL:0570-666-609